

最高裁判所裁判官国民審査公報

令和8年2月8日執行

長野県選挙管理委員会

告示番号：1



最高裁判所判事
たかすじゅんいち



最高裁判所判事
おきのまさみ

略歴

昭和三四年一〇月九日生

昭和三九年一月一二二日生

東京都葛飾区生まれ。春日部高校、法政大学法学部を卒業。京都大学大学院法学研究科法政理論専攻修了・京都大学博士（法学）。法政大学名譽教授。

平成二年四月 法政大学法学部非常勤講師

一六年四月 法政大学大学院法務研究科教授

二二年一月 法務省法制審議会民法（債権関係）部会幹事

二八年六月 公益財團法人日弁連法務研究財團常務理事

三〇年四月 法政大学大学院法務研究科長

令和元年五月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長

二年六月 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事

二年一月 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員

六年四月 公益財團法人大学基準協会法務系専門職委員会委員

七年三月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和七年六月二三日 第二小法廷決定

医療観察法四二条一項の決定に対する抗告の申立書の記載方

式や抗告申立ての期間等をどのように定めるかは、立法政策の

問題であつて、憲法適否の問題ではない（全員一致・裁判長）。

二 令和七年九月二六日 第二小法廷判決

令和六年に行われた衆議院議員総選挙当時において、公職選

挙法二三条一項、別表第一の定める衆議院小選挙区選出議員の

選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に

あつたということはできず、憲法一四一条一項等に違反しないと

した多数意見の結論に賛同しつつ、本件選挙区割りの下で行わ

れた小選挙区選挙における選挙区間の投票価値の不均衡は、違

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

三 令和七年一二月二三日 第二小法廷決定

大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に

関する条例の各規定と軽犯罪法二条二三号との間に矛盾抵触は

なく憲法九四条には違反しない（全員一致）。

四 令和八年一月九日 第二小法廷判決

令和七年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

五 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

六 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

七 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

八 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

九 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

十 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

十一 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

十二 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

十三 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

十四 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

十五 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

十六 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

十七 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

十八 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

十九 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

二十 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

二十一 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

二十二 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

二十三 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

二十四 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

二十五 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

二十六 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

二十七 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

二十八 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

二十九 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

三十 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

三十一 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

三十二 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

三十三 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

三十四 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

三十五 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

三十六 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

三十七 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

三十八 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

三十九 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

四十 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

四十一 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの

意見を付した。

四十二 令和八年一二月二三日 第二小法廷決定

第51回衆議院議員総選挙

第27回最高裁判所裁判官国民審査

投票日は**2月8日(日)**です

投票時間は午前**7時**から午後**8時**まで
(一部地域を除きます)

◆ 期日前投票

仕事や旅行などの理由で、投票日当日に投票できない方は、
2月7日(土)まで期日前投票ができます

期日前投票の投票時間は午前8時30分から午後8時まで

※支所や出張所などでは期日や時間が異なる場合があります。
詳しくは、市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。



長野県選挙啓発マスコットキャラクター
「ほたりちゃん」